



い子でどうしても習慣という面がござります。この習慣という面

は下へかに学校でやっております交通安全教育の設備もござい

ますのでそういう設備をいかに利用すべきか、例えはそういう設備を

するにしてもやはり場所が必要でござります、これはさう簡単に

さうかきまるといふものゝほござります、一言でいへば交通

安全教育を今後進めていくうえにおき科学的に、このも効果の

ある教育をやしていくにほどう下りおりかといふことを是非とも

一つの学校を指定して下へまして、いろいろ先進学校にも視察に行

きまして福生町としての一つのゆき方を研究する必要があると思

います。これは是非来年度でやり下いと考へてあるわけござ

ります。

九番（大野行夫君）私はそのことを最初に教育長にお尋ね下め

けでござります。どのようは考へてをもて、どのようは進歩が況

あるかといふことはそのことばんです。その点ば了解したし

た、それから今の教育長の言葉の中で、いろいろは交通安全教育

に對して心配はいらはいいといふ言葉があつたがこれは私個人に對

して心配はいらはいいのか、この二十四名の議員に對しては心配はいらは

いいといふのかその点の見解をお聞き下たいと思ひます。



九番（藤崎俊夫君）心配はいらはいいといふ言ひはかつたと思ひますが

……（「いや言つたよ、市川君に心配はいらはいいといふことり言つたよ

言つたろ」と呼ぶ者あり）さうです、それからその心配といふ点につ

いては取り消させて下下さります。要するにもう一度申しあげ

ますが、交通安全教育は新しい問題でござります、それから他の歴

史の積み重ねは日本としてはいいわけござります。それから面

から私どもも、もちろん積極的にこのも慎重に取り組んでいか

なればはいい問題でござります、決して心配のいらはいいといふ

問題でござります、その心配をいらはいいといふ言葉がありまして

らそれば取り消させて下下さりたいと思ひます。

九番（大野行夫君）それから事務員の問題でござります、今の教

育長の答弁の中で家賃が下下であり、光熱費も下下であり

無さんのおはほんとにさういふといふおはお慰めを現在まで

されておるといふおは答弁でござります、これは今日限り放

つておるといふおは答弁でござります、これは今日限り放

つておるといふおは答弁でござります、これは今日限り放

つておるといふおは答弁でござります、これは今日限り放

かうは考へからいさすすと大変多くの方々が参り来すので
役場の取置も、役場自身の飯業の妨けにほりない時間、あるに
は妨けにほりないやうに多少の事務をためけでございす。
また集金に關しきことは会長さんにお願ひしためけでございま
すが、考へ方といひしきことはすあお祭りの折は会長より意
味ありとお願ひいたしためけでございす。これにつきましても
慣習上そのやうにせしめられでございす。憲法第九條に
ていかに抵触いたしきことは誠に申し訳しなかつたが、この地
方自治法はその項が削除になりました、この地
方自治法はなりましても憲法が厳然としてある以上私は誠に申
し訳しなかりと存じておりす。この点につきましても私も痛切
に感じました。来年度もしやういふことが評議會の件が頼ま
れるやうなまうなりへんの別途の方法を考へたい反省をして
あるわけだございす。以上答へといひしす。

九番 大野行天君 下といふ理事長の答へで、明治神宮奉賛会の
件では財当局がこれに携はつたことを認めてもよろしいわけだすね

八番 石川常太郎君 財当局が携はつたわけではございせんが、
取置も他にございせんので飯業にさういふ之はない時間とその
事務をやつたらためけでございす。

九番 大野行天君 勤務時間中に取置がやつたときとは何がやつた
のと違ふ個人的にやつたときと違いますか、

八番 石川常太郎君 妨けにほりないときとでやつたらためけで
ございす。

九番 大野行天君 勤務時間中ではけいとは取置でやつたりすよ
時間中に勤務課でやつたことは事実だと思ふが……

総務課長 石田信二君 なるべくやういふやうに……ないやう申しあげ
にわけだございすすけいとは何の仕事と……やつたわけだござい
せん。

九番 大野行天君 何の仕事としてやらなくては局長がやめといへば
それは何の仕事としてとつても……かたがたのまはなりか……

八番 石川常太郎君 慣習といふことでこのやうにやつたわけだございす
すが、いぢりややつたりすのまやのやうに……なつたわけだ、

。大番(関) 米吉君。お許しをいた下さりまして、一般質問をさせてい
た下さります。すぐに長時間にわたります。また私が聞きた
いと聞き取りました。二点についてもうろろと説明がありまして
の、なるべく重複を避けまして私の聞きたい二点について二箇箇
申しあげたいと思ひます。まずその一つは加美平おちの神明
台区画整理地区内の一般分譲地区の二点についてお尋ねしたいと
思ひます。この二点は東京府新都市建設公社の平におそ
い事が行なわれまして分譲されつつあります。二点は二取知
だと思ひますが、この地区は福生地区にとそは非常に将来性の
ある地区でござります。このため多数のお宅あり、応募があ
つたわけですがこの二点の応募の条件と一部地区の分譲に多少の相
違ひが見受けられます。現実にこの二点は下階を許さるる
応募者もありましてこの地区の水道計画の現状と将来につ
きましてつぎの点をお尋ねしたいと思ひます。その二点は建
設公社の用地部からの貸付書を貸付すると昭和四十二年度中
に福生、利根両市の水道水道にそそ給水可能という二点にた



る。この地区でござります。現実には当然におきまして、この
地区の水道施設工事が行なわれまして、この利根町との
境界線近くのオ四十七、オ四十一、オ四十九街区におきまして給水
管から手下の隔たりがあるように思ひます。このためこの
地区は現在敷設されております給水管からの給水工事が、
せつかく分譲地を買取も十カ月以上の工費費の自己負担がかかる
という二点でござります。この二点の水道計画につきましてどのよ
うにござりますか。ご説明願ひたいと思ひます。この件に關連
いたしまして、仮に工事計画があつたとしてもこの事業
遂行にかなりの日時を要すると思ひます。ならばせむくの用地
を得ても多額の自己負担にそそ水道を引かなければならぬ
ので、この分譲条件であります。この所得後一年半以内に
住宅を建設するといふことを履行することかまざる。この二点に
現状と分譲との間に矛盾を感じるわけがござります。この
矛盾にたいしてどのようになお尋ねるかお尋ねする次第でござります。
それからつぎに保育園の件でござります。先程は長から

話一がございまして、下のように現在福生所には二の度開設されます
富士見台を合せまして六の保育園があるわけでございます。二、三
知のとおり都立二、所之一、その他三、計六の保育園があるわけ
でございますが、この保育園への入園希望者は年々増加して、
現状であらうかと思ひます。特に能川地区におきましては申し
あげまして下のように富士見台に一カ所保育園の設立をみたものの
今までは都立能川保育園の二カ所あるだけでございまして、
手広くこれらの施設の必要はが痛感されて、現実に多数
の市民より保育園の増設、または既設の保育園の拡大等がいろ
いろとお願ひされてゐる実情であるわけでございます。三、私は
この保育園の全般的な問題に関連あるとは思ひますが、能川
保育園について一つだけ所長にお尋ねいたしました。三、私は
それは都立保育園でありまして、この設立には所長がおま
けのその趣大に協力にこそ開設されたものであつて、現実に
この所長は所長と存しております。最近この能川保育園に
その都は現在の建物を改築いたしまして所に移管するところであ
る。



なお話一があるように聞かされてゐるわけでございますが、二の辺の真
偽のほどとその見通しについて所長さんの答へをお願い申しあ
げたいと思つたわけでございします。三、これにしまして下所長地区の
開発計画につきましてお尋ね申しあげたいと思ひますが、現在
地元関係人によりましていろいろとその準備計画が遂行されて
おりますが、この地区の開発というよりは単に能川二地区だけの開発
ではなくて、将来の所全体の開発計画の一環として行なはなければ
ならないのではあらうかと考えております。二、これにしまして
からこの開発は一人地元の努力だけではお願ひするところだけであ
らうに、所として積極的にこの事業にご協力を願ひ申しあげ
たいと思つたものでございします。現在この準備委員にいたしまして
は中福生を除く十三名のうちが中にと存ぞ推進されております
けれども、必ずしも足らぬかやうな言ひは適切で
はないかも知れませんが、組合の発足につきましては現実にその
見通しを得ておりません。その理由としていたしましてはいろいろ
あるからでございますけれども、けつてよくこれが福生所の将来計



です。従いましてこの問題の遂行にあたりましては他の市民のご
批判にたいしては、その点を再度市長のこの問題に好するとその
毅然たる態度をお聞きしたいというふうに考えておるわけであ
ります。以上いろいろ申しあげました私の一般質問にかえて
いただきます。

。市長（石川常太郎君） 加美平下町に神明台の水道計画についてで
ござりまするが、その点は課長から答弁いただきます。その保育園から
申しあげます。創立能川保育園は昭和四十三年度に増築した
すやうでござりまする。主として乳児保育を対象として増築した
やうでござりまする。都として移管の証があるで
ござりまするけれども永久建築としてあらうなれば困るんだと
いう返答をしておるわけであらう。都下に創立が二つござ
りまするのは福生だけであらう。阪神福生保育園を鉄筋コン
クリートに改築したわけであらうが、続けてやるわけには参り
ませんのだからあえては木造を増築するやうでござりまする。
下の川の開発につきましては福生が全体から見て、ましては

してもやりなればなりません。権利者のみなさんに、一層
懇願申しあげお話し合いを進めていきなれと思っております。
幸いに、下町は今週中に福生のみなさんとお話し合いをす
る段取りが決まりました。はお手配は市には参りませんけ
れども、都市計画法が改正になるやうでござりまする。六月に協議
決定をいたしたわけであらうが、今度の都市計画法の基本
理念が参りますと、この事業の下めには個人の権利も制約を受
けてもやむを得ないというところが基本理念に入っております。

加美の区画整理につきましては規定を針に従いまして執行いたし
ます。上月中旬に仮替地が決定をいたしましたので、法的の手続
は全部終るわけであらう。終りまして着工する所まで
ござりまする。よろしくお願いいたします。それから、一つはけ

加えさせていただきます。あとの議会に私が答弁の保留がで
き、下町で協議員さんからのご質問があったわけであらう。
加美の団地内のマーケットについてでござりまする。他の商店が入
つておるやうでござりまするけれども、全部マルフジさんの傘下で

うで、公社の方ではマルフジさん一社に許可をおろして、そのようにござい
ます。細かにこれにつきチームでは公社の工事は公社の建物であり
公社内のごときは介入は許されないと、このようにございします。で、
マルフジさんだけに許可をおろして、このようにございします。で、
それ以外に私に任せられたいわけでもございします。甚だ答弁が
遅いチームとこれを深くお詫言しあげます。

水道課長(生子国利君) 二答弁申しあげます。下道の分譲
地域の給水の件でございしますが、オ三期拡張計画において分
譲区域整理あるいは分譲区域には計画がはかつたわけでもございし
ますが、その中途におきチームで団体等がございして急遽計画を変
更して下わけをございしますが、予算等から考えチームでこの地区
を計画的にやるというごときは参りませんので、都市計画と
の関係もございします。で、区域整理組合の方で受託工事として
区域整理内を羽付に入れ下わけで、そのほかにもやはり其の整
理の目的に任せられたいわけですが、これは当然分譲
地だけでなくその周辺の発展から考えチーム下はらば全地に

入れられたいわけですが、それではどういう方法で入れるか
というごときはあるわけですが、それにはどうチームで先行投資を
すると、この方法、このように思っています。来年度これを実施すると
いたチームでも給水の店舗等がございすれば先行投資もある
程度ございしますけれども、おやりく即ちこのように不十分でござ
います。一か所供給は、一たいに思うのですが、一か所では
最終の住生上の問題も出て参ります。で、遠隔的に手付けられ
れば、一たいはりのご有様であるいは三百有様というふうなものを入
れると同時に、お田舎計画にもあると、大きなものを入る必要が出てくる
のをごはたいかと、場合によれば三百有様、三百有様という大は怪をもつ
て入れるというふうな考えをございします。と、今すぐやるわけには参り
ませんけれども、現在の分譲の人が訴えられておることには参
り参ります。で、このチームと境界の問題もございします。羽
付地区では境界をございします。で、この点については羽付の給水
管から一時供給して、下下くという方法をございします。